日医工医療行政情報

https://stu-ge.nichiiko.co.jp/

調剤報酬全点数解説（2022年度改定版）「薬剤調製料」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定　登録番号第6411号　河野誠
日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定　登録番号第6345号　寺坂裕美
日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定　登録番号第6178号　栗原盛一

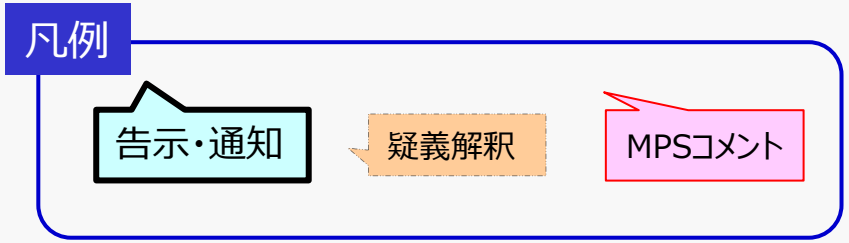

資料No.20220520-1116-2

（5月20日改訂）
・2022年度改定に合わせて改訂しました

本資料は、2022年5月13日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

Copyright © 2022 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

01　薬剤調製料

区分	点数	区分		点数
内服薬（1剤につき 3剤まで）	24点	**湯薬（1調剤につき　3調剤まで）**		
・内服用滴剤の場合（1調剤につき）	10点	**調剤日数**	**7日分以下**	190点
屯服薬（1回の処方箋受付において剤数にかかわらず）	21点		**8日分以上28日分以下**	
浸煎薬（1調剤につき　3調剤まで）	190点		・7日目以下の部分	190点
注射薬（1回の処方箋受付において調剤数にかかわらず）	26点		・8日目以上の部分(1日分につき)	10点
外用薬(1調剤につき　3調剤まで)	10点		**29日分以上の場合**	400点

薬剤調製料においても同様と考えられます

【2016/4/25疑義解釈その2】（要約）
内服薬と外用薬の調剤料は、同一有効成分、同一剤形の薬剤が複数ある場合、その数に限らず1剤(1調剤）とする。
下記の薬剤はそれぞれ別剤形として取り扱う

内服薬		
錠剤	散剤	ドライシロップ剤
口腔内崩壊錠	顆粒剤	経口ゼリー剤
分散錠	細粒剤	チュアブル
粒状錠	末剤	バッカル
カプセル剤	液剤	舌下錠
丸剤	シロップ剤	

外用薬				
軟膏剤	パウダー剤	眼軟膏	貼付剤	口嗽剤
クリーム剤	ゲル剤	点鼻剤	テープ剤	トローチ剤
ローション剤	吸入粉末剤	点耳剤	硬膏剤	
液剤	吸入液	耳鼻科用吸入剤	坐剤	
スプレー剤	吸入エアゾール剤	噴霧剤	膣剤	
ゼリー剤	点眼剤	パップ剤	注腸剤	

本資料は、2022年5月13日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2022 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

（参考）薬剤調製料の加算

加算名	（対象）	算定単位	点数
嚥下困難者用製剤加算	（内服薬）	処方箋受付1回につき	80点
無菌製剤処理加算	（注射薬）	1日につき	（無菌製剤処理を行う薬剤・対象患者の年齢による）
麻薬加算	（内服薬、屯服薬、注射薬、外用薬）	1調剤につき	70点
向精神薬加算	（内服薬、屯服薬、注射薬、外用薬）	1調剤につき	8点
覚醒剤原料加算	（内服薬、屯服薬、注射薬、外用薬）	1調剤につき	8点
毒薬加算	（内服薬、屯服薬、注射薬、外用薬）	1調剤につき	8点
時間外加算			基礎額の100/100
休日加算			基礎額の140/100
深夜加算			基礎額の200/100
夜間・休日等加算		処方箋受付1回につき	40点
自家製剤加算	（内服薬、屯服薬、外用薬）	1調剤につき※ ※一部投与日数が7又はその端数を増すごと	（薬剤の種類等による）
計量混合調剤加算	（内服薬、屯服薬、外用薬）	1調剤につき	（薬剤の種類等による）
在宅患者調剤加算		処方箋受付1回につき	15点

2022年度改定より、「一包化加算」は廃止され、
薬学管理料「外来服薬支援料2」で評価されることになりました

本資料は、2022年4月28日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2022 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

内服薬の留意事項
「1剤」と「服用時点」の考え方

- 内服薬の薬剤調製料は「1剤」を所定単位として算定
- 1回の処方で2種類以上の内服薬を調製する場合、服用時点が同一である薬剤は「1剤」として算定

「服用時点が同一である」の考え方

・２種類以上の薬剤について服用日１日を通じて**服用時点**が同一であること

例：「朝食後、夕食後服用」、「１日３回食後服用」、「就寝前服用」、「６時間ごと服用」等

・食事を目安とする服用時点は3区分

食前	食後	食間

「食直前」、「食前30分」等であっても、「食前」とみなす

１回の処方で２種類以上の薬剤を調製する場合の留意点

・それぞれを個別の薬包等に調剤しても、
服用時点が同一であるものは１剤として算定

薬剤	朝食後	夕食後	就寝前	
A				1剤
B				
C				1剤

・1日のうちで服用時点が同一であるならば、
投与日数に関わらず、１剤として算定

薬剤	服用時点	投与日数	
A	朝食後	7日	1剤
B	朝食後	14日	
C	朝食後	28日	

本資料は、2022年5月13日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。
資料No.20220520-1116-2-p4
Copyright © 2022 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

内服薬の留意事項
別剤とするもの・「1剤」とするもの

それぞれを別剤として算定可能

① 配合不適等調剤技術上の必要性から個別に調剤した場合

② 内服用固形剤（錠剤、カプセル剤、散剤等）と内服用液剤の場合

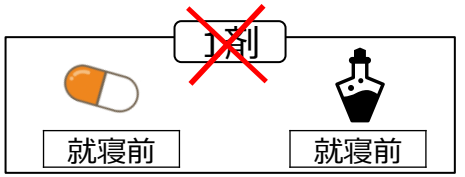

③ 内服錠とチュアブル錠又は舌下錠等のように服用方法が異なる場合

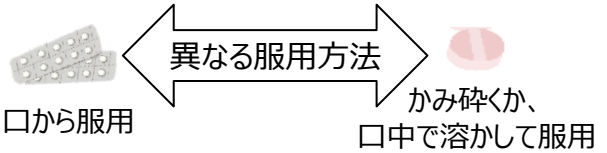

「1剤」として算定

同一有効成分であって同一剤形の薬剤が複数ある場合※

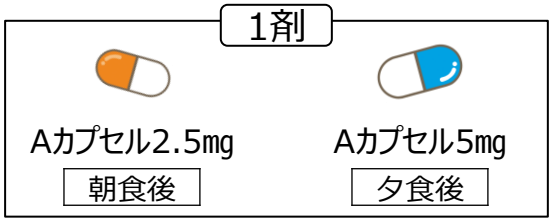

※同一剤形はP2参照

本資料は、2022年5月13日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。
資料No.20220520-1116-2-p5
Copyright © 2022 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

その他の内服薬の留意事項

「3剤まで」算定の考え方

・１回の処方箋受付について
４剤以上ある場合も３剤として算定

例

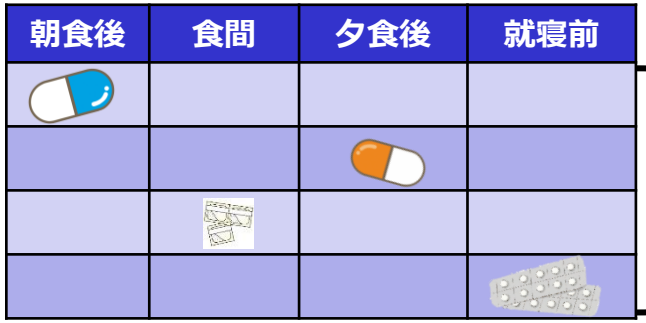

4剤 → **3剤として算定**

・内服用滴剤は剤数に含めない

例

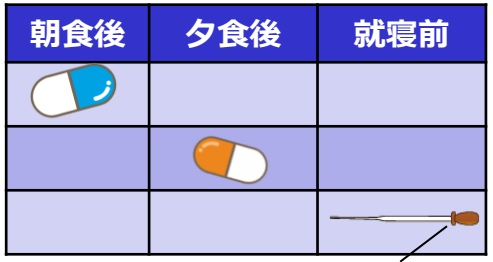

2剤として算定
＋
内服用滴剤の場合
（10点）を算定

・浸煎薬又は湯薬を同時に調剤した場合
当該浸煎薬・湯薬の調剤数を内服薬の剤数に含める

ドライシロップ剤を投与する場合

調剤の際に溶解し、液剤（シロップ剤）にして投与
→内服用液剤として算定

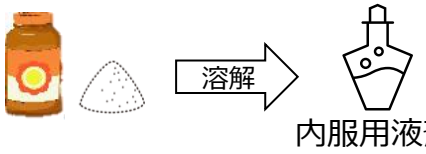

・同時服用の他の液剤と一緒に投与する場合
→１剤として算定

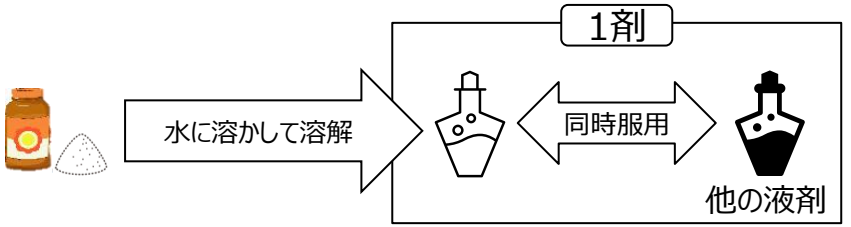

散剤としてそのまま投与
→内服用固形剤として算定

内服用固形剤

・同時服用の他の固形剤と一緒に投与する場合
→１剤として算定

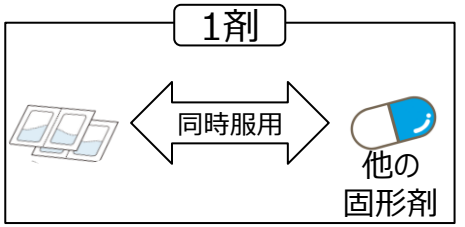

本資料は、2022年5月13日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

資料No.20220520-1116-2-p6

Copyright © 2022 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

（参考）内服薬、屯服薬、内服用滴剤の計算例

処方	変更不可	個々の処方薬について、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更に差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。

1）Aカプセ10mg　1回1カプセル　1日2回　朝夕食後　28日分
2）B錠5mg　1回1錠　1日2回　朝夕食後　14日分
3）Cチュアブル錠5mg　1回1錠　1日2回　朝夕食後　28日分
4）D錠10mg　1回1錠　1日1回　起床時　4日分
5）E舌下錠1mg　1回1錠　【発作時に】　5回分
6）Z液○%　10mL　1日1回　朝食後　10滴

リフィル可　□　（　　回）

1）・2）は服用時点が同じため1剤として算定

3）チュアブル錠は服用方法が異なるため別剤として算定

4）は服用時点が異なる為別剤として算定

1日2回朝・夕食後
1）Aカプセル
2）B錠

1日2回朝・夕食後
3）Cチュアブル錠
(服用方法が異なる)

週1回起床時
4）D錠
(服用時点が異なる)

内服薬 24点×3剤

屯服薬
5）E舌下錠

屯服薬 21点

内服用滴剤
6）Z液○%

内服用滴剤 10点

計　103点

内服用滴剤

・内服用の液剤であって、1回の使用量が極めて少量（1滴ないし数滴）であり、スポイト、滴瓶等により分割使用するもの
・投与日数にかかわらず1調剤につき算定

本資料は、2022年5月13日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2022 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

浸煎薬・湯薬

浸煎薬

・生薬を薬局で浸煎し液剤として製したもの
・浸煎薬の薬剤調製料は、日数に関わらず1調剤につき算定
・1回の処方箋受付で3調剤まで算定可
・内服薬と湯薬を同時に算定した場合は、内服薬については剤数を、湯薬については調剤数を浸煎薬の調剤数に含める

湯薬

・薬局で2種類以上の生薬(粗切、中切、細切したもの）を混合調剤し、患者が服用するために煎じる量毎に分包したもの
・湯薬の薬剤調製料は、1調剤につき投薬日数に応じて所定点数を算定
・1回の処方箋受付で3調剤まで算定可
・内服薬または浸煎薬を同時に算定した場合には、内服薬については剤数を、浸煎薬については調剤数を湯薬の調剤数に含める

本資料は、2022年5月13日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2022 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

薬局で調剤可能な注射剤①

インスリン製剤	血液凝固阻止剤 （在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る）
ヒト成長ホルモン剤	
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤	生理食塩水 （在宅血液透析患者に対して使用する場合及びこちらに掲げる注射薬を投与するに 当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る）
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤	
乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子製剤	
乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤	プロスタグランジンＩ２製剤
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤	モルヒネ塩酸塩製剤※2
乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤	エタネルセプト製剤
活性化プロトロンビン複合体	注射用水 （こちらに掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る）
乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体	
自己連続携行式腹膜灌流用灌流液	ペグビソマント製剤
在宅中心静脈栄養法用輸液※1	スマトリプタン製剤
性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤	フェンタニルクエン酸塩製剤※2
性腺刺激ホルモン製剤	複方オキシコドン製剤※2
ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体	オキシコドン塩酸塩製剤※2
ソマトスタチンアナログ	ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤
顆粒球コロニー形成刺激因子製剤	デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤
インターフェロンアルファ製剤	デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤
インターフェロンベータ製剤	プロトンポンプ阻害剤
ブプレノルフィン製剤	H_2遮断剤
抗悪性腫瘍剤	カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤
グルカゴン製剤	トラネキサム酸製剤
グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト	フルルビプロフェンアキセチル製剤
ヒトソマトメジンＣ製剤	メトクロプラミド製剤
人工腎臓用透析液 （在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る）	プロクロルペラジン製剤
	ブチルスコポラミン臭化物製剤

※印はP11に対応

処方医及び保険薬剤師の医学薬学的判断に基づき適当と認められるものは、在宅中心静脈栄養法用輸液に添加して投与可

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号）および令和4年厚生労働省告示第53号より抽出

本資料は、2022年5月13日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2022 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

薬局で調剤可能な注射剤②

グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤	イキセキズマブ製剤
アダリムマブ製剤	ゴリムマブ製剤
エリスロポエチン （在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る）	エミシズマブ製剤
	イカチバント製剤
	サリルマブ製剤
ダルベポエチン （在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る）	デュピルマブ製剤
	ヒドロモルフォン塩酸塩製剤※2
	インスリン・グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト配合剤
テリパラチド製剤	ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤
アドレナリン製剤	遺伝子組換えヒトvonWillebrand 因子製剤
ヘパリンカルシウム製剤	ブロスマブ製剤
アポモルヒネ塩酸塩製剤	アガルシダーゼ　アルファ製剤
セルトリズマブペゴル製剤	アガルシダーゼ ベータ製剤
トシリズマブ製剤	アルグルコシダーゼ アルファ製剤
メトレレプチン製剤	イデュルスルファーゼ製剤
アバタセプト製剤	イミグルセラーゼ製剤
ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤	エロスルファーゼ アルファ製剤
電解質製剤※3	ガルスルファーゼ製剤
注射用抗菌薬	セベリパーゼ アルファ製剤
エダラボン製剤 （筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る）	ベラグルセラーゼ アルファ製剤
	ラロニダーゼ製剤
アスホターゼ アルファ製剤	メポリズマブ製剤
グラチラマー酢酸塩製剤	オマリズマブ製剤 （季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く）
脂肪乳剤	
セクキヌマブ製剤	テデュグルチド製剤
エボロクマブ製剤	サトラリズマブ製剤
ブロダルマブ製剤	ビルトラルセン製剤
アリロクマブ製剤	レムデシビル製剤
ベリムマブ製剤	

※印はP11に対応

処方医及び保険薬剤師の医学薬学的判断に基づき適当と認められるものは、在宅中心静脈栄養法用輸液に添加して投与可

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号）及び令和4年厚生労働省告示第53号より抽出

本資料は、2022年5月13日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2022 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

注射薬の留意事項

在宅中心静脈栄養法用輸液※1
＝高カロリー輸液　＋　ビタミン剤
高カロリー輸液用微量元素製剤
血液凝固阻止剤

処方医および保険薬剤師の医学薬学的な判断に基づき適当と認められるものについて、在宅自己中心静脈栄養法用輸液に添加して投与しても可

患者に渡す場合は下記の処置★が必要
★薬液が取り出せない構造かつ、患者が注入速度を変更できない注入ポンプ等に必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付する

医療用麻薬※２に該当する下記の製剤
「モルヒネ塩酸塩製剤」
「フェンタニルクエン酸塩製剤」
「複方オキシコドン製剤」
「オキシコドン塩酸塩製剤」
「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」

①交付

麻薬処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、処置★の必要なし

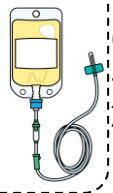

❸手渡し

❷指示

麻薬の処方医の指示を受けた看護師

❶患者又は家族の意思

電解質製剤※3
＝経口摂取不能または不十分な場合の水分・電解質の補給維持を目的とした注射薬(高カロリー輸液を除く)

電解質製剤以外に
・電解質補正製剤
(電解質製剤に添加して投与する注射薬に限る)
・ビタミン剤
・高カロリー輸液用微量元素製剤
・血液凝固阻止剤　を投与可

本資料は、2022年5月13日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2022 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

外用薬の留意事項

投与日数に関わらず、1調剤につき算定

○○○○年○○月

日	月	火	水	木	金	土
					2	3
4	5	6			9	10
11	12	13		15	16	17
18	19	20	21		23	24
25	26	27	28	29	30	31

1回の処方箋受付について4調剤以上ある場合は、3調剤まで算定可

トローチは外用剤として算定

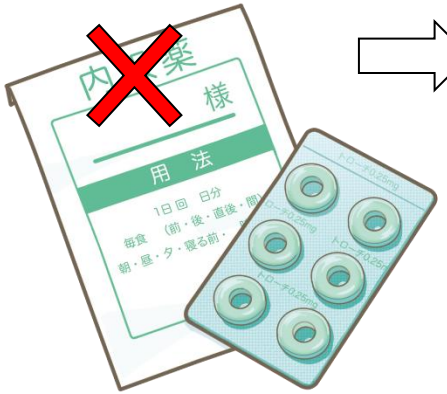

⇨ **外用剤**

同一有効成分で同一剤形の外用剤が複数ある場合は、その数に関わらず、1調剤として取り扱う

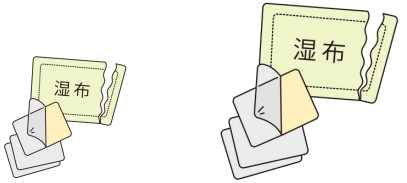

○○20mg ○○L40mg ⇨ **1剤**

同一成分、同一剤形で、
先発品と後発品を同時に調剤する場合等も該当します

本資料は、2022年5月13日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2022 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.